

スマホアプリでの納税が可能になりました！

国税庁は、新たなキャッシュレス納付手段として「スマホアプリ納付」を、この12月1日から開始しました。いわゆるPayPayやLINE Payなど一定のキャッシュレス決済アプリを通じて、対象税額が納付できるようになります。

利用機会が増えつつあるアプリを納付手段に取り込むことで、より納税者の利便性の向上に寄与することになりそうです。

◆ 6種類のアプリから納付が可能

スマホアプリ納付の対象は、右記の6種類のアプリになります。スマホアプリ納付では、納税者はあらかじめスマートフォンに対象のキャッシュレス決済アプリをダウンロードし、納付金額を銀行口座等からアプリ内の専用口座にチャージ(入金)しておく必要があります。

次に、納付手続の際に決済専用画面から利用するアプリを選び、必要に応じて納付情報を入力することで、同アプリ内の残高から対象税額が引き落とされます。

- PayPay
- d払い
- au PAY
- LINE Pay
- メルペイ
- Amazon Pay

◆ 主な特徴

このスマホアプリでの納税の主な特徴としては下記があります。

- 一度の納付での利用上限金額は30万円
 ※ 利用するアプリの設定上限により利用可能額の制限あり
- 決済手数料は不要
- 事前の手続は不要
- 領収証書は発行されない

利用上限額は、コンビニ納付と同様の30万円です。クレジットカード納付とは異なり、決済手数料が不要な点が特徴の1つといえます。また、電子納税のような事前の手続が不要な点は利便性があるといえるでしょう。

◆ 手続きの流れ

スマホアプリ納付の利用には、次の2パターンがあります。

- ① スマートフォンのみを利用する場合(申告手続・納付手続を同時に行う場合又は納付手続のみを行う場合)
- ② パソコンとスマートフォンを併用する場合

例えば、①スマートフォンのみを利用して申告手続・納付手続を同時に行う場合、納税者はまず、スマートフォンからe-Taxにログインし、申告手続を済ませます。その後、納付手続へ進むと、申告情報は自動的に引き継がれているため、納付情報をあらためて入力せず、納税者が選んだアプリ上で、手続を済ますことで納付が完了します。

決済専用画面では、納付すべき対象税額の情報(課税時期、年分、納税額など)が表示されてきます。対象は国税の全ての税目(領収証書を必要とするものを除く)です。納付手続が完了した後は、同画面で納付内容を確認できるほか、メールアドレスを登録することで、納付手続完了のメールを受信することもできます。納付手続のみを行う場合は、納付書を用意して納税者自身が正確に情報を入力する必要があります。

CONTENTS

スマホアプリでの納税が可能になりました！…………… P.1

国税の納付手続や手続に必要なもの…………… P.2

相続土地国庫帰属制度とは… P.2

マイナポータルと生命保険等の控除証明書… P.3

青色申告の65万円控除と届出書…………… P.4

インボイス、少額取引は免除を検討？…………… P.4

ふるさと納税の返礼品に対する課税とその計上時期… P.5

12月度の税務スケジュール… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
 ASAKのTwitter(ツイッター)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



国税の納付手続や手続に必要なもの

参考までに、現在、国税の納付が可能な方法について下記にまとめていますので、ご活用ください。

納付手続		納付方法	納付手続に必要なもの
窓口納付(銀行や税務署の窓口)		金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法	● 納付書(金融機関の窓口で納付する場合)
コンビニ納付(QRコード)		コンビニエンスストアの窓口で納付する方法	● コンビニ納付用QRコード
コンビニ納付(バーコード)			● バーコード付納付書
振替納税		預貯金口座からの振替により納付する方法	● 振替依頼書の提出
クレジットカード納付		「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者(民間業者)に納付を委託する方法	● クレジットカード ● 決済手数料
スマホアプリ納付		「国税スマートフォン決済専用サイト」を運営する納付受託者(民間業者)に納付を委託する方法	● スマートフォン
電子納税	ダイレクト納付	e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	● e-Taxの開始届出書の提出 ● ダイレクト納付利用届出書の提出
	インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	● e-Taxの開始届出書の提出 ● インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約

相続土地国庫帰属制度とは

相続等で取得した一定の土地の所有権を、国庫に帰属させることができることになりました。この法律は、相続土地国庫帰属制度といい、2022年9月に公布されています。

公布された相続土地国庫帰属法施行令では、対象となる土地の要件や制度を利用する場合の負担金の算定の詳細などが、示されています。また、同制度は2023年4月27日に施行されます。



◆「過分の費用又は労力を要する土地」は対象外

同制度の主な手続の流れとしては、まず、①相続又は遺贈により一定の土地を取得した相続人が、法務局等に承認申請を行い、審査手数料を納付します。次に、②法務局による要件審査の上、法務大臣の承認を受けます。③申請者が負担金を納付した後、④土地を国庫に帰属させることとなります。

対象となる土地は、通常の管理又は処分をするに当たり、「過分の費用又は労力を要する土地」に該当しないことが要件とされます。具体的には、次の却下要件と不承認要件に該当しない土地で、同制度の施行日前に相続等により取得した土地も対象となります。

また、相続等により土地の共有持分を取得した共有者については、共有者全員が共同申請することで、同制度を適用できます。

- 却下要件(相続土地国庫帰属法2③)……該当すると承認申請ができません
(例) 建物のある土地、他人による使用が予定される土地、土壤汚染がある土地、境界が明らかでない土地等
- 不承認要件(同法5①)……個別判断を要し、該当すると承認を受けられません
(例) 一定の勾配・高さの崖があり、通常の管理に過分の費用・労力がかかる土地等

◆ 負担金は原則20万円

政令公布に実施された意見募集では、土地の要件判定の運用に係る意見など59件が寄せられましたが、政令案自体に変更はありませんでした。

政令では、同制度の対象外となる土地に係る上記却下要件・不承認要件や、負担金の算定の詳細が示されました。却下要件の内、他人による使用が予定される土地とは、墓地や境内地、現に通路の用に供されている土地等をいいます。不承認要件では、崖の勾配・高さの基準が示されたほか、通常の管理等に過分の費用又は労力を要する土地として、適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林(軽微なものを除く)等が該当するとされました。

承認後に納付する負担金については、原則20万円と定められています。ただし、森林や一部の市街地等の土地については、必要となる管理行為を踏まえて、土地面積に応じて算定することとなるようです。また、隣接する2筆以上の

同じ種目の土地については、一つの土地とみなして負担金算定を申し出ることができる特例も設けられています。なお、承認申請時に支払う審査手数料の額については、今後、別途政令で定めることとなります。

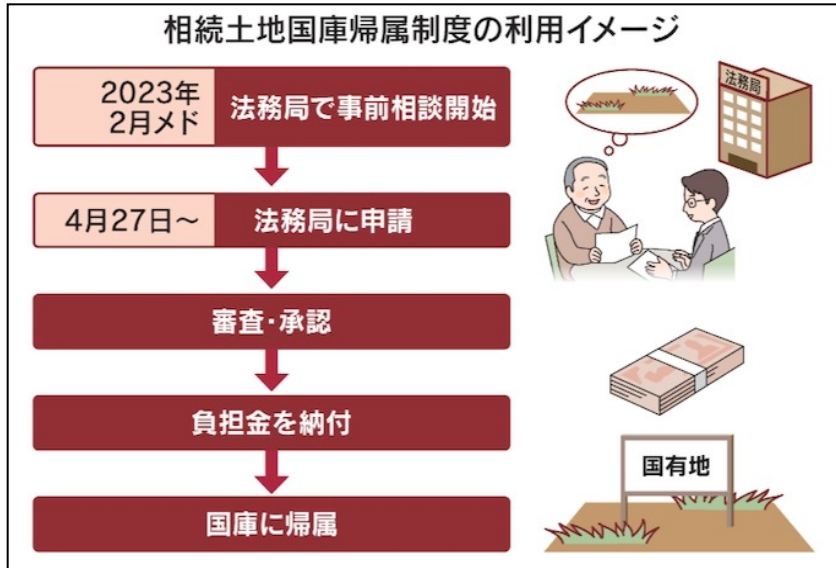
◆ 相談開始は、2023年2月からスタート

実際の申請・審査時の条件は非常に複雑なため、土地の引き取りを望むなら、政府が2023年2月にも、法務局で始める予定の事前相談を利用すると良さそうです。担当官にどんな条件を満たす必要があるのか、希望する土地が条件に合うかどうかの大まかな見通しなどを尋ねることができます。事前相談をしなくても、4月の制度開始以降に申請できますが、条件をよく把握しておけば申請や審査が円滑に進む可能性があるため、利用の方がスムーズです。

事前相談は、電話で予約してから出向くこととなります。当日は、土地の状況が分かる書類等を持参してください。例えば土地、建物の登記簿謄本が手元があれば持っていきましょう。謄本を見れば、担保権などの設定の有無がはっきり分かります。もし、謄本が手元になくても法務局に原本があるので、謄本は簡単に取得できます。

また、この制度においては「建物がない」ことが大前提なので、既に建物を解体・撤去していれば、解体費の領収書や土地の写真を持参しましょう。事前相談の段階で建物の解体・撤去が済んでいなくても構いませんが、申請までに解体・撤去する見通しがあるかどうか重要になってきます。

近隣と土地の境界について、確認を交わした書類があれば、境界が確定していて争いがないことが担当官に分かりやすくなります。土地の売却などをする場合は、境界線を明確に記載し、互いの署名・押印のある書類をつくるのが一般的です。境界には通常、コンクリートなどでできた境界標という目印があるので、境界標の写真も添付すると審査も順調に進むので、同様の書類があるなら、事前相談の際に有効です。



マイナポータルと生命保険等の控除証明書

生命保険等の控除証明書が手元に届き、年末調整の時期をもピークを迎えています。書面の控除証明書を用いて手続を行う場合、会社と従業員双方の事務作業量が増えてしまう傾向にあります。電子化してマイナポータル連携を活用すれば、より手続を簡素化することができます。

マイナポータル連携とは、年末調整や確定申告の各種手続において、マイナポータル経由で複数の控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目に自動入力してくれる機能のことです。書類提出時の記載誤り等が防げるほか、年末調整で利用する場合、勤務先による書類の管理コストを軽減することも期待できそうです。

ただし、これを利用するためには、利用者個人があらかじめ、マイナンバーカードの取得とマイナポータルへ連携するための事前設定が必須となるので大変です。まず、加入する保険会社等がマイナポータル連携に対応していることを確認し、取得したい証明書等を選択します。そして、保険会社等が対応している民間送達サービス(インターネット上の専用ポスト)を選び、連携した民間送達サービスから保険会社等の利用設定を行います。ただ、年末調整手続の利用において、勤務先の給与システム等で活用する場合はシステムの改修等も併せて必要となるかもしれません。

マイナポータル連携の自動入力の対象範囲は年々拡大し、現在までに、株式の特定口座、住宅ローン控除関係、生命保険、ふるさと納税、地震保険などの各種控除証明書等が対応可能となっています。

2023年1月以降は、医療費(1年間分)、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が加わり、2022年分の確定申告から利用ができるようです。将来的には、給与所得の源泉徴収票、小規模企業共済等掛金なども対象となる予定です。確定申告手続においては、手続の利便性もあって、2021年分に控除証明書等のデータをマイナポータルから取得した者は、約34万人(2020年は、約3千人で前年比約100倍)に急増しています。マイナポータルと連携している証明書等の発行主体一覧は、国税庁HPで随時更新中で、利用を検討する際に確認するとよいかもしれません。



青色申告の65万円控除と届出書

青色申告を行う個人事業者に対しては種々の特典がありますが、その1つに所得金額から55万円(一定の要件を満たす場合には、65万円)を控除するという青色申告特別控除があります。

青色申告特別控除の「65万円控除」を適用するには、下記のいずれかを満たす必要があります。

- ① e-Taxで所得税の確定申告書及び青色申告決算書の電子データを提出すること
- ② 仕訳帳及び総勘定元帳を優良な電子帳簿として備え付け、保存すること



①又は②の要件を満たさない場合には、控除額は最高55万円となります(申告書に、貸借対照表等を添付して、期限内に申告等が必要)。

なお、2022年分の所得税申告から、上記の「要件②」により65万円控除の適用を受ける場合には、その確定申告期限である2023年3月15日までに、所轄税務署長に対して「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」(以下、「65万円控除等の届出書」)の提出が必要となります。

要件②でいう「優良な電子帳簿」とは、訂正等の履歴が残ることなど一定の要件を満たす電子帳簿のことをいいます。65万円控除の適用では、原則その年1月1日より“仕訳帳”と“総勘定元帳”を優良な電子帳簿として備え付け、保存すればよいことになります。

一方、同様に優良な電子帳簿が関係する「優良な電子帳簿の過少申告加算税の特例(過少申告加算税を5%軽減)」では、その適用を受ける税目に係る“全ての帳簿”を優良な電子帳簿として備え付け、保存する必要があります。

なお、要件②に係る65万円控除等の届出書は、個人事業者が65万円控除に加え「優良な電子帳簿の過少申告加算税の特例」を適用する際にも利用できます。同特例の「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を既に提出している場合には、65万円控除等の届出書の提出は不要となります。

インボイス、少額取引は免除を検討？

政府・与党は、消費税の税率や税額を請求書に正確に記載・保存する「インボイス制度」を巡り、2023年10月の導入時に小規模な事業者向けの猶予措置を設ける調整に入ったようです。仕入れ時にかかる消費税額の控除を、少額の取引ならインボイスがなくても受けられるようにすることがポイントです。



導入促進の障壁になっている中小零細企業の事務負担を軽くし、制度を円滑に導入できる環境を整えることが狙いです。

インボイス制度では、取引した商品やサービスごとに、消費税額と税率を記載した請求書をやりとりすることになります。その際に、軽減税率の導入で8%と10%に税率が分かれた消費税の正確な区分や、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)の登録確認など事業者側の事務負担が大幅に増えることが見込まれています。そのため、規模の小さい事業主の事務負担の軽減が、制度導入の課題となっていました。さらに、会計ソフトなどを活用していない事業者の場合、インボイスをすべて手作業で確認する必要があり、事実上、制度そのものの運用が破綻する恐れもあるからです。

また、インボイス制度に対応した会計システムが、いろいろなシステム会社から販売されてきていますが、これらの会計システムが普及するまでには、一定の期間がかかると思われます。現在も、これらのシステム導入を支援するため、IT導入補助金の対象に組み入れるなど推進活動は継続中ですが、その普及状況はまだです。

このため、数年間の時限措置として、一回の仕入れ額が少額な取引では、インボイスなしで控除を受けられるようにすることが検討されています。

対象となる事業者の線引きと期間、取引額の上限は、今後詰めていくことになっていますが、事業者は、課税売上高で年1億円以下に絞る案があります。また、少額取引の額は、1万円未満とする方向で調整されています。

仮に、課税売上高で1億円以下が基準となれば、100万を上回る事業者が対象となるとみられます。

現在は、インボイスよりも簡素な請求書の利用や1回3万円未満の取引は、請求書を保存しなくても、仕入れ時の消費税の控除を受けられる特例があります。この特例に似た措置を、小規模事業者の少額取引に限って設けることになるかもしれません。インボイス制度の導入で、消費税を納めない小規模な免税事業者は、インボイスを発行できないため、その控除を受けられなくなる買い手から敬遠されて、取引を打ち切られる可能性がありましたが、こうした心配が当面は和らぐことにはなりそうです。

ふるさと納税の返礼品に対する課税とその計上時期



◆ ふるさと納税の返礼品は課税対象？

年末が近づき、今年もふるさと納税を駆込みで検討される方も多いと思います。この際に気を付けないといけないのが、寄附者が受け取る返礼品に係る経済的利益は、一時所得として課税の対象になることです。一時所得の計算は、

「総収入金額－その収入を得るための支出額－50万円(特別控除)」

で計算されるので、年間いただいた返礼品の原価合計が50万円を超えた額について、課税対象となります。

返礼品が一時所得の課税対象となるかは、返礼品の原価で計算しますが、具体的には、下記の方法により確認・計算することになります。

1. 寄付先の自治体へ相談・確認し、計算する方法
2. 寄付金額 × 30%
 - ※ 返礼品の原価は3割以内にとどめるように総務省より通達が出ているため概算で30%で計算します。

◆ 返礼品受取日と一時所得の計上時期

もし、この経済的利益が50万円を超えた場合には、一時所得として計算することになりますが、その収入とすべき時期は、到着年月日や発送年月日を考慮する必要があります。

この一時所得に係る総収入金額の収入とすべき時期は、その支払を受けた日とされており、その支払を受けるべき金額が、その日前に支払者から通知されているものは、当該通知日とします。自治体からの返礼品の発送通知や受領等に時間を要し、ふるさと納税の利用年と返礼品の受領年が一致しない場合には、原則的に返礼品の受取日の属する年分とすることになります。具体的な到着年月日がわかる返礼品は、請求人の住所地等の到着日。到着年月日は不明ですが、発送年月日が特定されているもののうち、1～11月の間に発送されたものについては、到着までにかかる通常の配送日数及び返送の事実がないことを考慮し、その発送された年中に、請求人の住所地等に到着したものと認めるのが相当としています。

なお、12月発送分、発送年月日・到着年月日が不明なものは、返礼品の調達事業者等への調査で確認された到着年月日により、所得の収入すべき年分が判定されることとなります。

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付	納 期 限 12月12日(月)
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 1月4日(水)
1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

今月の名言録

天は自ら助くる者を助く

「天は自ら助くる者を助く」という言葉は、古くからある言葉だぜ。
それを、自らを助けなくて、自分というものをつくればつくられるのに、
少しもつぐらずにいて、そして、やれ病がどうの、やれ運命がどうのって言う人間は、
早い話が物好きにそういうことをやってるとしか考えられないじゃないか。

たとえば、右見れば繚乱たる花園があり、左見ればゴミや糞がごろごろと転がっている。
転がっている方面ばかりが見えるというときに、右見てればいいじゃないか。
右見てれば、目にうるわしい花が己をたのしませてくれるのに、左ばかり向いていて、
なんてこの世は醜いもんだと考えてる奴があつたら、その人間を褒めるかい？

自分が嫌な運命のなかに生きてる場合でも、注意がもっと良い運命の方に振り向けられていれば、
たとえどんな運命のなかにいたってそれを気にしなくなる。

幸福を本当に味わおうと思う秘訣はここにあることを考えなければ駄目だぜ。

本当の幸福が味わいたいんだろ？

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 松永 裕美

